

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 第2回・第3回における主な御意見

令和6年10月11日
個人情報保護委員会事務局

第2回・第3回検討会における主な御意見

意見募集結果について (課徴金・団体による 被害回復制度及び差 止請求制度以外)

- 生成AI関係の意見については、何を一番不安に思っているのかを今後より細かく分析することが重要。【新経済連盟・第2回意見】
- 中間整理で提案された新しい規制について、前回までは保護サイドと経済団体サイドの意見が真っ二つに分かれていたため歩み寄りが難しいかと思っていたが、意見募集結果を見て、必ずしもそんなことはないと感じた。新たな規制提案について、事業者サイドでも賛成しているところがある。他方、保護サイドでも、導入することには賛成だが、やるならこうしてほしいという意見もあった。したがって、かなりの論点において各論を詰めれば歩み寄れるのではないかと感じた。【森構成員・第2回意見】

意見募集結果について (課徴金・団体による 被害回復制度及び差 止請求制度 関連)

- 課徴金については、事業者が心配する点、御懸念の点が分かったのはいいことだが、警戒し過ぎではないかと感じた。サイバー攻撃やランサムウェアに身代金を払った方が経済的合理性がある場合はどうかという御意見があったが、それは課徴金の対象にならないと思う。公表された脆弱性への対処が明らかになっているのに、それをしなかった場合でも指導にしかならないし、同じ脆弱性を放置して個人情報の漏えいが2回目になっても、現状では課徴金にならないと思われる。また、悪質か否かを評価するのが困難という意見があったが、そんなことはない。特に課徴金の対象になるような極めて悪質なケースは、衆目が一致するところがあり、また相対的な悪質性の比較はできるはず。【森構成員・第2回意見】
- 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのかが曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員・第2回意見】
- 現行法の指導・勧告・命令のみでは違反行為によって得た利得が事業者の下に残ることにより侵害を効果的に抑止できない、日本の法制度でも課徴金制度は広く採用されて実効性も期待できる、という専門家の意見に賛同。今後、課徴金制度について、各国で導入されているが、どうして日本では導入すべきではないということになるのかを御説明いただきたい。【主婦連合会・第2回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（全般）

- どの論点についても、何をどういうことから保護するのか、共通認識を持った上でどのような対処が必要なのかを議論していくことが重要。【新経済連盟・第2回意見】
- 中間整理の「その他」で個人情報等に関する概念の整理という根幹の論点があった。その基礎的な議論から固めた上で、各論の議論をすべき。今回の事務局資料の中で、包括的な議論と各論の議論を並行して進めることが示されたが、一個一個議論を深めるための前後関係、基礎的な部分があつておのずと判断基準が明確になる又はその議論が建設的になる部分がある。その辺りの関係性や前後関係といった部分をより配慮して進めていただきたい。【若目田構成員・第2回意見】
- 個情委の個別の法執行においては、基本方針に紐付けて議論をするのは難しいかもしれないが、大きな基本方針があつて、それを踏まえて執行方針などを定めて具体的な執行をしていると思われる。この基本方針に照らして全体と部分が調和しているのか、場合によっては基本方針の中身についても個情委でもう少しこういった点を書き込み、それを具体の執行や姿勢に反映していけばうまくいくのではないか。仮に課徴金制度を導入する場合についても、同じような枠付けの議論は当然にあり得る。今後の議論の中で、事務局においては、場面場面において関連する基本方針、あるいはその基本方針の下での個人情報に関連する基本原則といったものとの紐付けを示しながら議論していただきたい。逆にそれについて経済団体や消費者団体の方、我々識者と議論をしていくことがさらなる共通の認識を形成していく、近づいていくために重要である。【宍戸座長代理・第2回意見】
- データ戦略あるいはデータの利活用を全体として進めていくことと、その中でも特に重要である個人データあるいは広げて言えば個人に関する情報の保護というものの関係をどのように調整、調和させていくかが、この3年ごと見直しでの個情法の議論、とりわけ重要な法執行手段をめぐるこの検討会の主たるアジェンダ、課徴金制度をめぐる議論において重要な論点である。この検討会の設置の目的、あるいは専門的な知見・様々な角度から議論を精力的に検討する点で、あまり議論が散漫になり過ぎてはいけない。【宍戸座長代理・第2回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（全般） （つづき）

- 利活用については法目的に明確に記載されたが、現状課題をどう捉えるのか、もう少し分析があってもよい。【新経済連盟・第2回意見】
- データ利活用において、プライバシー、個人情報の保護をした上で利活用が進むことに反対するものではないが、その中で日本は先進国として高いプライバシー保護を持った上で進んでほしい。【主婦連合会・第2回意見】
- 消費者はどこに不安があるのかという御質問があったが、不安がきちんと説明できなければ、それは取り上げるべき不安でないということではない。消費者に分かりやすい説明、仕組み、透明性が確保されていないために、不安が高まる。分かりやすく説明していただくことによって、不安がどこにあるのか分かってくる。【主婦連合会・第2回意見】
- プライバシーが守られつつ利活用されるのが理解できるよう透明性を高めることに技術を傾けていただきたい。個別の不安を潰すことよりも、まずは透明性を高め、何が行われているのか消費者が理解できて、その上で、EUやアメリカのように個人の権利が尊重されるべき。【主婦連合会・第2回意見】
- 不安の有無よりも、その人がどう納得して、良いか悪いかを決められるという仕組みになっていけば、個人個人で考え方が違って、自分のデータに対する扱いを自律的に決められることが保証されていけば不安は解消されると思う。【主婦連合会・第2回意見】
- 経団連として個人の権利利益の保護をないがしろにすることは絶対はない。データ流通、連携・利活用を図るためにも、プライバシーとセキュリティがあって初めてトラストが確立され、フリーフローが実現すると確信。経団連が消費者の方の御意見を伺うことなく、勝手にデータ利活用を進めようとしているイメージがあるならば、全面的に否定する。【日本経済団体連合会・第2回意見】
- 個人情報法が何を保護するものか明確でないとの意見があるが、「個人情報の保護に関する基本方針」において個人情報法の基本理念に関する解釈が繰り返し示されており、また、少なくとも個人情報法が「プライバシー」を保護するものであること、個人情報法が保護するものが憲法13条の「個人の尊重」原理の実現と関連したものであることが示されていると思う。今後の議論はこの点を確認しながら進めていく必要がある。【山本構成員・第2回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

<p>今後の検討の進め方等について（全般）（つづき）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ データ戦略全体がこうだから個人情報もこうだということはあると思うが、逆に個人情報がこうだからデータ戦略全体もこうだという方向の議論もあるだろう。個人情報はデータの中でも重要な位置を占めており、これは利活用側からも保護側からもそうだと思うので、両方向の議論の進め方をさせていただく必要があるのではないか。その際、個人情報に関する専門性が非常に重視されるので、その点を踏まえてここで検討し、データ戦略全体のほうに織り込んでいくという順番には全く問題ないものと理解している。【森構成員・第2回意見】■ 委員会と検討会のところには明確にスケジュールがあるが、その下の関係府省・ステークホルダーとの継続的な議論や、データ利活用の実態・ニーズ把握のところは線だけ引かれていて姿が分からないので、できれば10月半ばぐらいまでに何らかの形でお示しいただきたい。【日本IT団体連盟・第2回意見】■ ステークホルダーでの検討の場の中に消費者団体が入るのは当然であり、分からないことは相互に確認し合い明らかにしていく場が必要。【全国消費者団体連絡会・第2回意見】
<p>今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 立法事実がどこにあるか、そもそもそれは法律改正で対応すべき課題なのかといった前提から十分に議論が尽くされていないと思う。【新経済連盟・第2回意見】■ 具体的な事例やそれに基づいて建設的な議論を行うことに異論はない。ただ、経済界として強調したいのは、立法事実が重要であるということ。現行の法制度で足らざるところ、課徴金がないがゆえに、エンフォースメントが十分ではない、効果がない、法目的が果たされないという点を明らかにした上で、具体的に議論に入るのが本筋ではないか。まずは立法事実を明確にお示しいただきたい。【日本経済団体連合会・第2回意見】■ この検討会は課徴金と団体訴訟について進め、他のものについては別途議論するというのは賛成。ただ、他に作っていただく議論の場には、関係する方々が参加できるように御配慮いただきたい。検討会の進め方については、エビデンスベースできちんと議論いただけるような順番で進めていただきたい。【日本IT団体連盟・第2回意見】■ 今後の進め方については、課徴金と団体訴訟についてまずは検討を進めていただきたい。そのほかに重要な論点については個別の議論をしていく必要があり、その中でステークホルダーである消費者団体もしっかりと意見を述べる機会をいただきたい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの） （つづき）

- 議論を積み重ねてお互いの理解を深めていくことで、今回の見直しがよいものになるのではと感じた。率直に意見を出し合いながら、何をしていくべきかについて方向が得られる形に進めばいいと思う。【長田構成員・第2回意見】
- 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのかが曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員・第2回意見】
- 課徴金を導入するにあたっては実体ルールを明確にしなければならない。経済界からは課徴金を導入するのであればこれぐらい明確でなければいけないということをお願いする必要がある。また、例外をどう定め、額（減額あるいは加算）をどのようにするかが条文ごとに違ってくると思う。それらを明らかにした上で反対なのか、賛成なのかという議論をしなければいけないので、次回以降はそのように進めていくべき。【中川構成員・第2回意見】
- 破産者の個人情報を開示している件を何とかしたいというのが一つのきっかけなのであれば、行政法の観点から見ると最初にやるべきことは課徴金ではなく、行政処分をどうやって守らせるかということ。それに対する強制執行、たとえば間接強制などの検討ではないか。それから、ウェブサイトの管理者に「あなたは個人情報保護違反の人を助けているということを知っているのですね」ということを確認した上で、第三者命令をする、それに対して強制執行をかけるといった点をまず議論するのが筋。その上で、繰り返した同じことをやるのを予防するのが課徴金。命令を守らせるために課徴金をかけるという話ならば、それは本日のテーマとは違い、間接強制という強制執行の話。その辺りの整理も必要。【中川構成員・第2回意見】
- 破産者マップのような事例は、住所・氏名・電話番号の漏えいとは違い、破産したという情報が出てしまう点や、消すのに数万円のお金を要求される点が悪質である。そして破産者マップは制裁を受けていない。個情委が刑事告発した報道があったが、その後なんの音沙汰もないのは、制裁が刑事司法任せになっているということ。課徴金制度によりその制裁を個情委の中で完結させることに重要な意義がある。【森構成員・第2回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

監視・監督活動及び漏えい等報告について

- 漏えい等報告をどう活用するのかについて、いくつかのフェーズがあるということで理解したが、事業者からするとその効果が見えないというのが一番大きいと思う。ある企業で問題が起きたときに、幹部がいろいろ聞き出して現場の対応ができないということがあった。それに近いことが企業との間で起きている。そういうつもりはないとの話だったが、我々が企業にヒアリングをしている限り、実態は異なる。【新経済連盟・第2回意見】
- 法26条1項（報告）は、同条2項および法3条とセットで解釈されるべき。法26条2項は、個人（消費者）の権利利益の実効的保障と関連したものと考える。そうであるならば、漏えい等報告を議論する場合は、2項（本人通知）をどのように考えるのかもあわせて議論する必要がある。【山本構成員・第2回意見】
- 事案に関して、適切な安全管理がなされていたのか、あるいは悪質な対応であったのかについて評価する立場にないが、IT業界を担っている皆様方どういう御苦労があるのか教えていただく機会があれば、ぜひ教えていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 安全・安心な環境であるかというのは、消費者は分からないことが多いので、企業がどのように取り組んでいるのか、適切な事業を営んでいる企業の水準に比してどうなのか、自分の個人情報がどのように利用されているのかを知りたい。透明性の確保や開示、利用停止、削除を実効性のあるものにしてほしい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 企業が尽力していても苦渋の決断をしなければならない場面や、適切な備えをしても大変困難な状況に陥る可能性がある。それでも、都度バージョンアップを図っているという取組について知りたい。個人情報を提供する消費者は、企業が危機に対してどのように備えているのかを教えていただかなければ議論はできない。同時に、十分な備えをしていないケースもあると認識している。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 色々な方の御意見があり、グラデーションの幅が非常に大きいと感じた。実態に対する御理解や法律に対する御理解が様々なので、何が正しいというよりも、その方々がこうだと思っていることに関して申し立てているのだろう。ただ、その部分の差分をより実態に合わせて近づけていかなければ議論が進まないと思う。特にサイバーセキュリティに関しては、消費者の方々を含めて今の実態を御理解いただくことは非常に重要だと思っている。【日本IT団体連盟・第2回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）における受付状況等について

- 不正取得の苦情件数は意外と少ないと感じた。【新経済連盟・第3回意見】
- この手の情報はPDCAをどう回すかというのがとても重要であり、ある種宝の山。あっせんして企業につないだ案件が、本来はそもそも企業に直接やってもらってもよかったケースなのか、そうではなく本当に企業に言っても対応しないので来たものかという分類だとか、またあっせんして即応されたもの、されなかったものとか、もしくは苦情主の事実の誤認や、説明によって解決したものの、悪質なので監督の方にトスアップしたものなど、そういったものの分析について、ある程度定量的なものとか、類型化、詳細化を含めて、検討いただきたい。そういった情報は議論の素材として貴重。【若目田構成員・第3回意見】
- 寄せられた相談について、データを消してくれとは言わないが、企業側・事業者側に一定の理があるものに関しては何らかの分類をしていただくか、苦情以外の分類にさせていただき、あるいは結果などを少し明示していただいて、適正な処理が直ちにされているものがこれだけあるというようなことを統計的に示していただけるとありがたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 消費者が法令を理解せずに相談していて、適法にちゃんと権限があってデータを保有していたり、あるいはほかの法令で保持が義務づけられていたりすることはあるのだろうが、他方で、消費者がどのような受け止め方をしているのか、消費者の主観でどう感じているかということは、それは記録上意味のあることではないか。さらに法制度に対するインプリケーションにもなり得ることなので、利があるかどうかということよりも、消費者の言い方をベースに記録していいのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 実際に被害に遭われた方は、自分の名前や個人情報が使われ続けることが最大の懸念。名簿事業者に対する対応の中で、きちんとした追跡調査というのができて、そこを止めることができるようなことも考えていかないと、幾ら経っても一度漏れてしまったものが止まらないというようなことにつながりかねない。【日本IT団体連盟・第3回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般)

- 経済団体としても個人情報保護法がしっかりして、皆さんにとって安心ができて、データの利用できるという姿が望ましいと思っている、そこを目指すべきだと思っており、であればこそ、ちゃんと丁寧に議論をしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 守るべきものが何かというのが重要だと思っている。制度だけつくって仕組みが守られるわけではない、課徴金があるから防止に本当に結びつくかどうかさえ今のところ分からない。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 事例の紹介と現行法の限界と今後の検討の方向性という形でまとめてあるが、事例の紹介から現行法の限界の理由付けが一足飛びになっており、その分析がまだまだ。そこがきっちりしないと、全体の執行という全体像の中で何が課題になっていて、何を目的に何をしようとしていてどんな効果が見込めるのかという道筋が見えない。そのような中で、いきなり具体的に法律にした場合にはこういうことですよという各論に入ってしまうとおかしなことになってしまう。【新経済連盟・第3回意見】
- 制度を入れてやったつもりになるより、きっちりできることをやってその効果を確認して、それを制度化していただきたい。慎重に立法事実と中身の分析を重ねていただきたい。そこをないがしろにしてつくった制度というのは、結局空振りするだろう。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 具体的な事案の説明から入ったことで、悪質なもののイメージができた。ランサムウェアに感染した、というようなものは対象とならない。これらの類型を見るとやり得があるということが分かる。また、刑事告発や罰金で対応できるのではという話があったが、もちろん罰金は刑罰であり、課徴金と目的が異なり、不当な利得を奪還するためのものではなく、また立件されるかどうか分からないもの。悪質な事案は何なのか、やり得とはどういうものなのかということは、今回の資料においてきちんと説明いただけたと思う。【森構成員・第3回意見】
- 事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないかと。【山本構成員・第3回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

(課徴金制度)

(全般) (つづき)

- 新しい制度導入の際に海外の状況を把握した上で導入していることが多いと思うが、課徴金制度についても海外では議論を尽くして既に取り入れている国が多数あるということを知った。そうした状況で反対する理由が消費者から見てよく分からない。グローバル企業として活躍されている日本の企業にとって、何か日本固有の理由はあるのか。そこが分からないところ。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】
- 企業として心配があるのは理解。デジタル社会は、現在進行形で進展しており、企業、消費者、両方の立場にとって先が分からず、同様の思いがあると思う。漠然と不安を持つよりも、どのようなケースが課徴金の対象となるのかなど、現時点で予測可能な範囲で、各分野の御専門の方々の英知により具体的な課題について検討していただくことで理解しやすいものになってくるのではないかと考えている。どこまですれば適切か、具体的に検討していただくことが今求められていることだと思っている。こうした方向で今後の議論を進めていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】
- 著しい違反行為が行われても個人情報保護法には違反行為者が得た不当利得を吐き出させる仕組みがないため、現状、違反行為を行った事業者のやり得状態となっている。この現状は課徴金制度導入の立法事実といえるかと考える。悪質な違法行為から得た利益を剥奪できる課徴金制度の導入は、法令を遵守する事業者にとっても望ましいことではないか。意図的に悪質な違反行為を行うような事業者には課徴金を課すことが、なぜ一般の事業者を萎縮させる制度（経済団体の御意見）と捉えられるのか理解できない。課徴金制度の導入は個人に深刻な被害を与える悪質な違反行為の防止にも役立つ。詳細な要件設定など、具体的な議論が今後深まることを望む。【主婦連合会・第3回意見】
- フィッシングメールやSNSでの不必要な広告により、誠実に事業を行っている事業者の情報になかなかたどり着くことができない。あるいはたどり着く前に悪質事業者からの情報に引っかかってしまうということは、消費者にとっても誠実に事業を行っている事業者にとっても不利益を被ることではないか。甚大な萎縮効果という表現について、そういう萎縮効果と捉えずに、悪質事業者に対する抑止効果と考えれば、課徴金や差止請求の導入ということは消費者や事業者双方にとって必要なものではないか。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (現行個人情報保護法上の監督規定との関係)

- 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくては行けないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。それを一つ一つ確認していくためにも、ちゃんとイメージを描いて、ここに限界があるから、こういう対処をすると効果的だということを理解しながら次のステップに進んでいきたい。そこをもう少し全体像と具体的なものについて、今までの執行の事例に当てはめて確認をしていったほうが、話が前に進むのではないか。【新経済連盟・第3回意見】
- 現行法上の監督規定について、全体像がもう少し、どういうところにどういうものが多くて、こういうことが課題になっている、ここをもう少し効果的にやる必要があるといった点や、それぞれのレベルでどういう類型が問題になっているのかということが分かると良い。【新経済連盟・第3回意見】
- 国外事業者は恐らく指導1件だけだと思うので、なぜそこに勧告などができないのかという点もしっかり考えなければ、課徴金を導入したとしても国外事業者に課すということは望めないのではないか。【新経済連盟・第3回意見】
- 緊急命令という使われていない武器が今もあるということが分かった。【新経済連盟・第3回意見】
- 課徴金を課す前に、そもそも適切に使われていない個人情報、事業を止めるということが先決。そのために現行制度に足りない部分がないのかということと、そのために必要であれば、個人情報保護委員会の権能をどのように拡張すればいいのかということ、まずもってきちんと事例の分析をベースに検討いただくというのが手順としては最初。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 資料3の9頁目の記述は全ての経済事犯に当てはまるような説明しかされていない。個人情報保護法において何が特徴的なのか、特に直罰規定による対応のところとかは全くほかの法律に置き換えてもよい。個人情報保護法について、なぜこの説明をここでするのかということが全く書かれていない、説明が十分されていない。【日本IT団体連盟・第3回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (他法令における課徴金制度との関連)

- 景表法が改正され、課徴金制度が導入されたが、その後、インターネット取引が盛んになって広告表示をめぐって消費者トラブルが増加したことなどから、景表法において課徴金制度が強化されたことは周知のこと。景表法は全ての事業者に課される制度だが、今に至ってそれによる混乱があるとは聞かない。課徴金制度を導入しているほかの法律でも同様ではないか。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】
- 類似の課徴金の制度を入れているものとして独占禁止法とかを挙げているが、独禁法の場合には、独禁法を監督して実際に施行している公正取引委員会の権能が全然違っている。彼らは違反事例に関して捜査権限を持っていたりする。そういう体制があってできているようなこともあって、その体制の比較が全くないまま表を出されても、全然理解できない。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 他の課徴金制度を導入している法律は、いわゆる経済法ばかり。個人情報保護法はいつから経済法になったのか。比較する法律自体も間違っているので、きちんと整理をした上で比較を丁寧にしていただきたい。減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組み。それをこういうところに持つてくるといこと自体、ちゃんと法律の性格とか枠組みを考えていないのではないかと思わざるを得ない。一般法だということろをきっちり踏み外さないようにしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 経済法だったら課徴金がフィットするという話ではなくて、その法律で定めるルールに違反することによって、経済的利益が一定程度上げられることが典型的に想定されるようなものであれば、それは課徴金がフィットするというので、経済法でなければ課徴金が入れないということではない。【森構成員・第3回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型)

- 重要な規範違反がどこにあるのかというところをきちんと把握しておく必要がある。それが規範の作り方にもつながってくると考えており、例えば類型1については、第三者提供というよりも、適切でないプロファイリングとその利用が規範に違反しているとききちんと整理をして考えた上で、なぜそれが防げなかったのかというようなことから規範の在り方をきちんと考え直すのが必要。この件を一足飛びに課徴金に結びつけるのはいかがなものか。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 資料3（課徴金制度の検討の方向性）の参考資料として、違法や著しい違反の事例や類型が、ほぼどの企業であるかが判断できる状態に入っていることを懸念する。さもこの企業が課徴金の対象になるかのような印象を強く持たれる可能性がある。そのようなリスクも含めて資料の作り方には御配慮いただきたい。【若目田構成員・第3回意見】

第2回・第3回検討会における主な御意見

<p>個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型) (つづき)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 実際に生じた金銭的利得を一定額上回る課徴金を課すことについて賛成。特に破産者マップには模倣犯みたいなものがたくさん出てきたため、ある程度リスクを感じさせるような法制度でないといけないのではないか。【森構成員・第3回意見】
<p>個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法は必要なのではないかと。例えば安全管理措置を怠って不要になったコストを価格等に転嫁できるのではないかとこの考えは全くそのとおり。【森構成員・第3回意見】
<p>個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (加算規定)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することに賛成。2回やるというのは信じがたいものがあり、それでよいのではないかと。また、そもそも悪質事案に限定するということもだが、このような違反行為を繰り返す悪質な事業者に加算する、また、課徴金によって不正収益を剥奪するということは、結局のところ差別化につながるのではないかと。消費者団体の意見にもあったが、プライバシーガバナンスを確立してちゃんとしていれば、一線を画した運用ができ、それをしない事業者、コストを節約して法令に対して関心を持たない事業者が制裁されることによって差別化できるということになるのではないかと。【森構成員・第3回意見】■ 違反行為を繰り返す事業者には加算規定の導入をすることで差別化ができるのではないかとこの御意見に賛同。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】